

[注 意 事 項]

1. 電気自動車・燃料電池自動車、天然ガス自動車、プラグインハイブリッド自動車、ディーゼル乗用車（クリーンディーゼル乗用車）、車両総重量3.5 t超のディーゼルトラック・バス（ハイブリッド自動車を含む）については、各メーカーをそれぞれの車種ごとに括り掲載しています。また、低燃費かつ低排出ガス認定車については、メーカーごとに、登録車（ハイブリッド自動車を含む）と軽自動車（ハイブリッド自動車を含む）に分けて掲載しています。
2. 型式指定番号は同一の通称名の中で、類別区分番号は同一の型式指定番号の中で、それぞれ昇順に掲載しています。また、同一型式でも類別区分番号によっては燃費基準値を満たしていないものがあり、その場合には掲載されていません。
3. 車両型式欄の※印のついている型式は「構造A」（乗用車派生貨物車）を示します。
4. 10・15モードの低燃費区分欄については、平成22年度燃費基準の達成状況を表記しており、「+38%」は当該燃費基準+38%以上達成していること（他の表記も同様）を示します。
5. JC08モードの低燃費区分欄については、平成27年度燃費基準や平成32年度燃費基準の達成状況を表記しており、「+0%」は該当する燃費基準を達成していることを、「+5%」は該当する燃費基準を+5%以上達成していることを、「+10%」は該当する燃費基準+10%以上達成していること（他の表記も同様）を示します。
6. 燃費基準とは、省エネ法に基づき定められている燃費基準をいいます。
7. 排出ガス規制値に対して一定の低減レベルの達成が求められている自動車については、低排出ガス車認定制度に基づき国土交通大臣の認定を受けている必要があります。
8. 車両重量・車両総重量欄について、乗用車は「車両重量」を、乗用車以外は「車両総重量」を表記しています。

※ 対象自動車は、各自動車メーカーからの情報に基づき掲載しています。

※ 国内で販売されている対象自動車のうち、一部の輸入自動車等については本一覧に掲載していない場合もあります。別に掲載している「各自動車メーカー等の問い合わせ先」の自動車メーカー等にご確認ください。